

第1回除染適正化推進本部 決定事項

平成25年1月7日

1. 事実関係確認等のための調査について

- ・福島環境再生事務所長から現場責任者に対して、調査の実施とその報告を指示（1月7日）
- ・環境省（本省、福島環境再生事務所）における通報等への対応状況についての調査を実施

2. 当面の監視・監督体制の強化について

- ・全ての除染現場に工区毎に当面、環境省職員等を派遣・配置
- ・本部長・副本部長による監視・監督体制の確認、現地視察

3. 適正な除染の推進方策について

- ・関係事業者に対して、責任施工の徹底を指示
- ・問合せ窓口（03-6741-4535（東京）、024-523-5391（福島））の活用促進
- ・通報等の処理体制の組織化等の検討
- ・環境省委託による監督補助員の増強を通じた監督体制の強化の検討
- ・事実関係の調査等を踏まえた対応策等について、18日までにとりまとめを予定。